

検討部会 会議録

会議の名称	第30回 検討部会
開催日時	平成21年1月22日(木) 18時40分から21時10分
開催場所	川口市 職員会館 2階 講座室A
出席者	(部会長) 三宅部会長 (委員) 碓委員、大崎委員、小島委員、光田委員、吉澤委員
会議内容	・川口市自治基本条例の手引き(たたき台)について ・運用推進委員会のあり方等について
会議資料	・川口市自治基本条例の手引き(たたき台) ・運用推進委員会の基本的な役割・委員構成等(案)
発言内容	<p>■川口市自治基本条例の手引き(たたき台)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律や市政に縁遠い市民にも理解しやすい書きぶりの手引きとするべきだ。 →これまでの編集委員会や起草委員会での議論の経過を説明した文書のうち、参加していない市民にわかりづらいものは削除してもよいかもしれない。(部会長) ・本文の第1項、第2項と対応するかたちで、手引きの段落番号が表示されていないため、読み手にとってわかりづらい。 →対応がわかりやすいように記述内容が見直されたほうがよいと思う。(部会長) ・手引き中に説明なく「憲法12条の内容」や「地方自治法第260条の2」とある点もわかりづらい。 →ご指摘の通り、法律の内容についても説明が求められると思う。(部会長) ・全体構成図はわかりにくい部分もあるので、もう少し工夫していただけたらありがたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人は市民団体である旨をもっとはっきりと手引き中に示してはどうか。 ・外部評価については、「将来的に」かつ「見据えている」としているため、かなり先延ばしして設置するような印象を受ける。「将来的に」は削ってはいいいのではないか。 ・自治の定義の説明において、「公共の福祉」と「全体の利益」が「主権者

としての市民の権利」よりも強調されてきたとあるが、正確には、両方のコンセプトともに重要だと理解されてきたのではないか。また、「全体の利益」はわかりにくいため「公共の福祉」だけでいいのではないか。

- ・協働の定義の説明で「対等な」という表現が入っていたほうが良いと思う。

→一般的な説明ではというなかであれば可能かと思う。(部会長)

- ・個人情報の保護の説明の場面で、過度な保護が災害時の妨げになるという指摘がよくなされているが、それを踏まえた説明にならないか。

- ・18条において17条で謳われている「市民の意思が市政に反映されるよう」の文言がないことで誤解されないよう「ここでは、主権者である市民の信託を受けて、市長その他の執行機関が」と変更してはどうか。

- ・市民投票の説明について、「市長と議会を通じた間接民主制」としてはどうか。

- ・前文の「川口かたぎ（職員気質）」は川口市民にもわからない人が多いと思うため、「川口かたぎ」について、職人氣質というよりは、自分の技術に自身を持っており、頑固だが、実直な気質であることなど、わかりやすく説明したほうが良い。

- ・条例の体裁についてなじみのない方も多くいることから、「凡例」として簡単な説明を入れたほうがわかりやすくいいのではないか。

- ・先日の全体会でも意見が出ていたが、「人づくり」の表現をどこかへ入れることはできないだろうか。

- ・自治の実現という表現が多いが、この考え方はわかりづらい部分があるため、もう少しわかりやすく一貫した説明をする必要があると思う。

- ・財政運営の部分に、財政状況の公表は法律によって義務付けられており、実際に川口市も公表している旨を示してはどうか。

- ・手引きにあとがきをつけてはどうか。

■運用推進委員会のあり方等について

- ・案については、苦しい中でも最善の案だと思うが、基本的には運用推進委員会は大きな権限を持つべきではないと思う。

- ・役割としては、広報・PIに力を入れるべきで、個別条例の設置にあまり関与するべきではないと思う。例えば、既に協働であれば協働で市民参加のもとで川口市でも議論されているところに、運用推進委員会がまっ

	<p>たく別の案を出すことは考えにくいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも策定委員会の任務は素案の作成であるため、あまり運用推進委員会の中身について議論するべきではないと思う。 ・個別条例を検討する審議会の構成メンバーや制定手続き、審議するべき課題まで検討するような委員会ではないと思う。 <p>→少なくとも、具体的に個人名でメンバーはこうするべきといったことはするべきではないだろう。(部会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条文中にも、運用推進委員会は関連する条文自体をつくるのではなく、あくまで「改善のための提言」をすることとされている。そのため、同委員会は、個別条例自体の中身を審議するのではなく、案にあるように「個別条例をどう立ち上げるか」程度に留めるべきものだ。案の通りの役割と構成でいいと思う。 <p>→個別条例を実際に制定する際には、制定のための審議会を条例で設置し、そこで審議が行われるため、あくまで個別条例の制定はそうした審議会が実施するものだ。(部会長)</p> <p>→運用推進委員会の役割を規定する文書には、第 33 条の運用推進委員会の条文を掲載し、この条文以上のことにまで逸脱しないことを確認したほうがいいと思われる。(部会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 年ごとに公募委員や学識経験者を入れ替えるのは、現実的に可能なのか心配だ。 ・団体推薦の委員には、地縁団体の意見を踏まえるため、町会・自治会の代表者が参加するべきだと思う。 ・広報・PI の実施主体となるのか、企画主体なのかどちらなのか。 <p>→おそらく人数的なことからも、企画主体であり、実施の際には行政と協力したり、ボランティアを募集することもあるだろう。(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用推進委員会の設置には、条例の制定から長くて1年かかるため、公募委員は策定委員会から選ぶ必要はなく、全部新しい委員にしたほうがいいと思う。 ・私としても、策定委員から選ぶ必要もないと思う。
--	---

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• これまでの意見を踏まえて、第4部会の意見としては、原案で基本的に了承であるが、①公募委員は新・旧で4名ずつであること、②個別条例の立ち上げについては、条文の33条に基づき、あくまで市長への提言に留まること、③広報・PIは企画が主な仕事であることを確認したい。• 今回で最後の部会である。1年半にわたって、30回もご審議いただきまして本当におつかれさまでした。(部会長) |
|---|